

秋田県政策等の評価に関する条例

平成十四年三月二十九日

秋田県条例第十一号

秋田県政策等の評価に関する条例をここに公布する。

秋田県政策等の評価に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県が行う政策、施策又は事業（以下「政策等」という。）の評価に関し基本的事項を定めることにより、政策等の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策等への適切な反映を図るとともに、政策等の評価に関する情報を公表し、もって成果を重視する行政の推進に資するとともに、県の行政活動について県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会及び警察本部長をいう。

2 この条例において「政策」とは、実施機関が、その所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために行う行政活動についての基本的な方針をいう。

3 この条例において「施策」とは、政策を推進するための個々の具体的な方針をいう。

4 この条例において「事業」とは、施策に従って実施する個々の方策その他これに類するものをいう。

(政策等の評価の在り方)

第三条 実施機関は、その所掌に係る政策等について、適時に、その効果（当該政策等に基づき実施し、又は実施しようとしている行政活動が県民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。）を把握し、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策等の特性に応じて必要な観点から自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策等に適切に反映させるものとする。

2 実施機関は、前項の規定に基づく政策等の効果の把握に当たっては、当該政策等の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的にこれを行わなければならない。

3 実施機関は、第一項の規定に基づく評価（以下「政策等の評価」という。）に当たっては、県民の意見を採り入れるように努めるものとする。

(基本方針)

第四条 知事は、政策等の評価の計画的かつ着実な推進を図るため、他の実施機関と協議して政策等の評価に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の実施計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 政策等の評価の実施に関する基本的な考え方
- 二 政策等の評価の観点に関する基本的な事項
- 三 政策等の効果の把握に関する基本的な事項

四 事前評価（政策等を決定する前に行う政策等の評価をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項

五 中間評価（政策等を決定した後で政策等が終了する前に行う政策等の評価をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項

六 事後評価（政策等が終了した後に行う政策等の評価をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項

七 政策等の評価の実施の時期に関する基本的な事項

八 政策等の評価の結果の政策等への反映に関する基本的な事項

九 政策等の評価の結果等の公表に関する基本的な事項

十 秋田県政策評価委員会への諮問に関する基本的な事項

十一 その他政策等の評価の実施に関する基本的な事項

3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県政策評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（実施計画）

第五条 実施機関は、基本方針に基づき、当該実施機関の所掌に係る政策等について、毎年度、政策等の評価に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 実施計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 政策等の評価の実施に関する考え方

二 政策等の評価の対象に関する事項

三 政策等の評価の観点に関する事項

四 政策等の効果の把握に関する事項

五 事前評価に関する事項

六 中間評価に関する事項

七 事後評価に関する事項

八 政策等の評価の実施の時期に関する事項

九 政策等の評価に係る評価調書に関する事項

十 政策等の評価の結果の政策等への反映に関する事項

十一 政策等の評価の結果等の公表に関する事項

十二 秋田県政策評価委員会への諮問に関する事項

十三 その他政策等の評価の実施に関し必要な事項

3 実施機関は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、実施計画の変更について準用する。

（評価調書）

第六条 実施機関は、政策等の評価を行ったときは、次に掲げる事項を記載した評価調書を作成しなければならない。

一 政策等の評価の対象とした政策等の概要

二 政策等の評価を実施した時期

三 政策等の評価の観点

四 政策等の効果の把握の手法及びその結果

五 秋田県政策評価委員会の意見

六 政策等の評価を行うに当たって使用した資料その他の情報に関する事項

七 政策等の評価の結果

- 2 実施機関は、前項の規定により評価調書を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(政策等の評価の結果の活用)

第七条 知事は、政策等の評価の結果を予算の編成及び県の総合的かつ基本的な計画の作成等に活用するものとする。

(議会への報告)

第八条 実施機関は、毎年度、政策等の評価の実施状況及び政策等の評価の結果の政策等への反映状況に関する報告書を作成し、知事に送付しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により送付を受けた報告書を取りまとめ、議会に提出するとともに、公表しなければならない。

(相互協力)

第九条 実施機関は、政策等の評価を適切に実施するため、相互に必要な協力を行うものとする。

(委員会の設置及び所掌事務)

第十条 第四条第三項の規定により、知事の諮問に応じ基本方針に関して調査審議させるため、秋田県政策評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、前項の規定による調査審議をするほか、実施機関の諮問に応じ政策等の評価に関する事項を調査審議する。

(委員会の組織及び委員の任期)

第十一条 委員会は、委員十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第十二条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第十三条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となる。
3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第十四条 委員会に、次の各号に掲げる専門委員会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

一 公共事業評価専門委員会 公共事業のうち基本方針で定めるものの評価に関すること。

二 研究評価専門委員会 試験研究開発を実施することを目的とする事業のうち基本方針で定めるものの評価に関すること。

2 委員会に、前項の規定により専門委員会の所掌に属させられた事項（以下「所掌事項」という。）の調査審議をさせるため、専門委員を置く。

3 専門委員は、所掌事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

4 専門委員会に属すべき委員及び専門委員は、十五人以内とし、委員長が指名する。

5 第十一条第三項及び第四項の規定は専門委員について、前二条の規定は専門委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「専門委員長」と、「委員会」とあるのは「専門委員会」と、「委員」とあるのは「専門委員会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

6 所掌事項については、専門委員会の議決をもって委員会の議決とする。

(委任規定)

第十五条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「総合開発審議会の委員及び専門委員」を

「総合開発審議会の委員及び専門委員

政策評価委員会の委員及び専門委員」 に改める

附 則(平成一八年条例第四三号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

令和6年度 知事が行う政策等の評価に関する実施計画の概要

参考資料2

評価の種類	目的	実施主体・時期	対象	観 点	評価結果の政策等 への反映・活用	備 考
■政策評価	○政策の効果的な推進を図るための情報を提供する。	○企画振興部長 (7月末まで)	○「新秋田元氣創造プラン」の六つの重点戦略	○定量的評価 ・政策を構成する施策の評価結果の平均点から判定 ○定性的評価 ・必要に応じて、政策を取り巻く社会経済状況等から判定	(活用) ○企画振興部長及び政策所管部長 「新秋田元氣創造プラン」に基づき政策の効果的な推進	
■施策評価	○施策の効果的な推進を図るための情報を提供する。	○施策幹事部長 (総合政策課長が別に通知する日まで)	○「新秋田元氣創造プラン」に掲げられる29の施策と基本政策系上に掲げる36の施策のうち、教育委員会が所管する5施策を除く31施策	○定量的評価 ・成果指標の達成状況から判定 ○定性的評価 ・考慮すべき場合には、経過検証指標の状況や施策の成果、外的要因等から判定	(活用) ○企画振興部長及び施策幹事部長 ・「新秋田元氣創造プラン」に基づく施策の効果的な推進	
■事業評価 (目的設定)	○事業課題を明確化させ、事業実施の必要性や手段の妥当性を考察し、事業実施により達成すべき状態を明らかにする。	○新規事業所管課長 (総合政策課長が別に通知する日まで)	○令和6年度の補正予算及び令和7年度の当初予算に新たに事業要求し、令和7年度の新規事業(災害復興及び災害復興事業(老朽化や故障等により当初の施設機能を維持又は原状回復するため実施する必要のある事業)及び解体撤去のみ事業、受託事業等)で負担を伴わない事業や法律により実施が定められている事務で県の政策関与が生じない事業、公共事業、他会計繰出金、公債費(定期償還)、地域重点施策推進事業を除く)	○必要性 ・現状の課題に照らした妥当性 ○有効性 ・手段の妥当性	(活用) ○新規事業所管課長 ・事業要求説明資料 ・事業実施のための資料 ○各部長、総合政策課長及び財政課長 ・予算編成や政策・施策評価の検討資料	
■事業評価 (中間評価)	○事業の旨直し・改善を図り、より効果的かつ効果的な事業推進のための課題と推進方向を示す。	○継続事業所管課長 (総合政策課長が別に通知する日まで)	○令和6年度の当初予算に計上されている継続事業であって、政策予算に係る事業を対象とする。目的設定の対象外事業及び次に掲げる事業を除く 一 前年度の年間事業費が300万円未満のもの 二 その他 ア 基礎・施設整備事業 イ 決定済みの補助金交付事業	○必要性 ・現状の課題に照らした妥当性 ○有効性 ・事業目標の達成状況 ○効果性 ・限られた予算で効果を発揮するための取組状況	(反映) ○継続事業所管課長 ・事業内容の見直し ・事業の優先順位等の精査 (活用) ○継続事業所管課長 ・予算要求説明資料 ○各部長、総合政策課長及び財政課長 ・予算編成や政策・施策評価の検討資料	

令和6年度 知事が行う政策等の評価に関する実施計画の概要

評価の種類	目的	実施主体・時期	対象	観 点	評価結果の政策等への反映・活用	備 考
■事業評価 (事後評価)	○類似事業の企画立案、当該事業により整備された施設等の効果的・効率的な利活用に有用な情報を提供する。	○終了事業所管課長 (総合政策課長が別に通知する日まで)	○次のいずれかに該当する事業を対象として実施する。一及び二については、目的設定のただし、事業国直轄事業負担金に基づく事業対象外事業を直接目的としない調査事業を除く。大規模事業 事業費が10億円以上の基盤・施設整備事業で、平成30年度又は令和4年度に完了したもの ソフト事業 最終年度決算額が1千万円以上で、令和5年度に終了した事業	○有効性 ・事業目標の達成状況 ○効率性 ・限られた予算で効果を発揮するた めの取組状況	(反映) ○終了事業所管課長 ・将来の類似事業の企画立案 ・当該事業によって整備された施設 の管理・運営 (活用) ○終了事業所管課長 ・当該事業を含む基本方針や計画策 定の際の検討資料	

【公共事業箇所評価】

評価の種類	目的	実施主体・時期	対象	観 点	評価結果の政策等への反映・活用	備 考
■新規箇所評価	○事業着手等の判断を行うために有用な情報を得る。	○新規箇所所管課長(1次評価) (国への要望又は予算要求前) ○新規箇所選定会議(最終評価) (1次評価実施後)	○県が新たに実施しようとする公共事業のうち、農林水産部及び建設部が所管する国庫補助事業及び県単独事業で総事業費が2億円以上の箇所であって、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算に予算計上しようとした、次の事業箇所を除く。 一 災害復旧事業、同関連事業箇所 二 維持修繕事業箇所 三 新規箇所評価を行い事業に着手した箇所、他の事業に移行しようとする箇所 で、かつ総事業費の増額が3割以内の事業箇所	○必要性 ○緊急性 ○有効性 ○効率性 ○熟度 評価項目は、事業種別ごとに設定	(反映) ○新規箇所所管課長 ・事業内容の見直し ・今後の対応方針 ・予算要求 (活用) ○新規箇所所管課長 ・予算要求の説明資料 ○農林水産部長、建設部長及び財政課長 ・予算編成の検討資料	

令和6年度 知事が行う政策等の評価に関する実施計画の概要

【公共事業箇所評価】

評価の種類	目的	実施主体・時期	対象	観 点	評価結果の政策等への反映・活用	備 考
■継続箇所評価	○翌年度の事業継続、中止等の判断を行うために有用な情報を得る。	○継続箇所所管課長 (9月末日まで)	○県が継続して実施している公共事業のうち、農林水産省、林野庁、水産庁及び国土交通省が所管する国庫補助事業並びに総事業費が5億円以上の県単独事業で、次の各号に該当する箇所及び増額が3割以上の箇所並びに社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により見直しの必要性が生じた箇所。 一 農林水産省所管事業 採択後6年継続(6年目)及び継続箇所評価後6年継続(6年目)した事業箇所 二 林野庁所管事業 採択後6年継続(6年目)及び継続箇所評価後11年継続(11年目)した事業箇所 三 水産庁所管事業 採択後6年継続(6年目)及び継続箇所評価後6年継続(6年目)した事業箇所 イ 海岸事業で、採択後11年継続(11年目)した事業箇所 四 国土交通省所管事業 採択後5年継続(5年目)事業箇所及び継続箇所評価後5年継続(5年目)した事業箇所 五 県単独事業 着手後5年目及び継続箇所評価後5年目の事業箇所 ただし、次の事業箇所を除く。 一 災害復旧事業、同関連事業箇所 二 維持修繕事業箇所	○必要性 ○緊急性 ○有効性 ○効率性 ○熟度 評価項目は、事業種別ごとに設定	(反映) ○継続箇所所管課長 ・事業内容の見直し ・事業の継続・中止等の判断(活用) ○継続箇所所管課長 ・予算要求の説明資料 ○農林水産部長、建設部長及び財政課長 ・予算編成の検討資料	
■終了箇所評価	○適切な維持管理や利活用の検討及び同種事業の計画・調査等に反映するために有用な情報を得る。	○終了箇所所管課長 (11月末日まで)	○県が実施した公共事業のうち、総事業費が10億円以上でかつ事業が終了した日から2年を経過した日の属する年度が令和6年度である事業箇所。 ただし、次の事業箇所を除く。 一 災害復旧事業、同関連事業箇所 二 維持修繕事業箇所	○有効性 ・住民満足度の状況 ・事業目標の達成状況 ○効率性 ・事業の経済性の妥当性	(反映) ○終了箇所所管課長 ・当該事業箇所の維持管理 ・同種事業の計画・調査(活用) ○終了箇所所管課長 ・当該事業箇所の維持管理や利活用のあり方の検討資料	

令和6年度 知事が行う政策等の評価に関する実施計画の概要

【研究課題評価】

評価の種類	目的	実施主体・時期	対象	観 点	評価結果の政策等への反映・活用	備 考
■研究課題評価 (目的設定) (中間評価) (事後評価)	○研究予算等の効率的な配分を図る。 ○研究者の意欲の向上等、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境を実現する。 ○県民に対すする説明責任を果たすとともに、研究開発に対する県民の理解と支持を得る。	○目的設定 ・研究機関の長 ・必要に応じて外部有識者等の意見聴取等を実施 (別途通知) ○中間評価 ・内部評価委員会 (内部評価) ・外部評価委員会 (外部評価) (6月末日まで) ○事後評価 ・内部評価委員会 (内部評価) ・外部評価委員会 (外部評価) (6月末日まで)	○目的設定 令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算に新たに予算計上しようとする研究課題 ○中間評価 令和5年度以前に着手し、令和6年度に予算計上しようとする研究課題 【外部評価対象研究課題】 総合政策課長が必要と判断する研究課題 ○事後評価 令和5年度に終了した研究課題 【外部評価対象研究課題】 総合政策課長が必要と判断する研究課題	(目的設定) ○必要性 ・政策的妥当性 ○有効性 ・研究開発効果 ○技術的達成可能性 ・技術的達成可能性 ・研究計画・研究体制の妥当性 (中間評価) ○必要性 ・二一スの状況変化 ○有効性 ・効果 ○目標達成可能性 ・進捗状況及び目標達成阻害要因 (事後評価) ○目標達成 ・最終到達目標の達成度 ○有効性 ・研究成果の効果	(目的設定) (活用) ○研究機関の長 ・予算編成の検討資料 ・政策・施策評価の検討資料 (中間評価) (反映) ○研究機関の長 ・研究計画内容の見直し ・対応方針及び予算要求 (活用) ○研究機関の長 ・予算要求における説明資料 ○所管課長及び財政課長 ・予算編成の検討資料 (事後評価) (反映) ○研究機関の長 ・類似研究の設定等 (活用) ○所管課長及び研究機関の長 ・研究基本方針、研究計画策定の検討資料	

【経営評価】

評価の種類	目的	実施主体・時期	対象	観 点	評価結果の政策等への反映・活用	備 考
■経営評価	○事業会計の経営状況について計画的、効率的な経営を行うための情報提供を行う。	○産業労働部長、建設部長 (評価) (6月末日まで)	○企業会計により実施している事業会計 (電気事業、工業用水道事業、下水道事業)	○公益性 (必要性) ・社会経済情勢の変化等を踏まえた ・公益性 (必要性) ○経済性 ・経営目標の達成状況 ○総合評価 ・事業の経営状況などから基準により決定	(反映) ○産業労働部長、建設部長 ・令和7年度の事業会計の推進方向等 (活用) ○産業労働部長、建設部長 ・令和7年度の予算編成方針等	

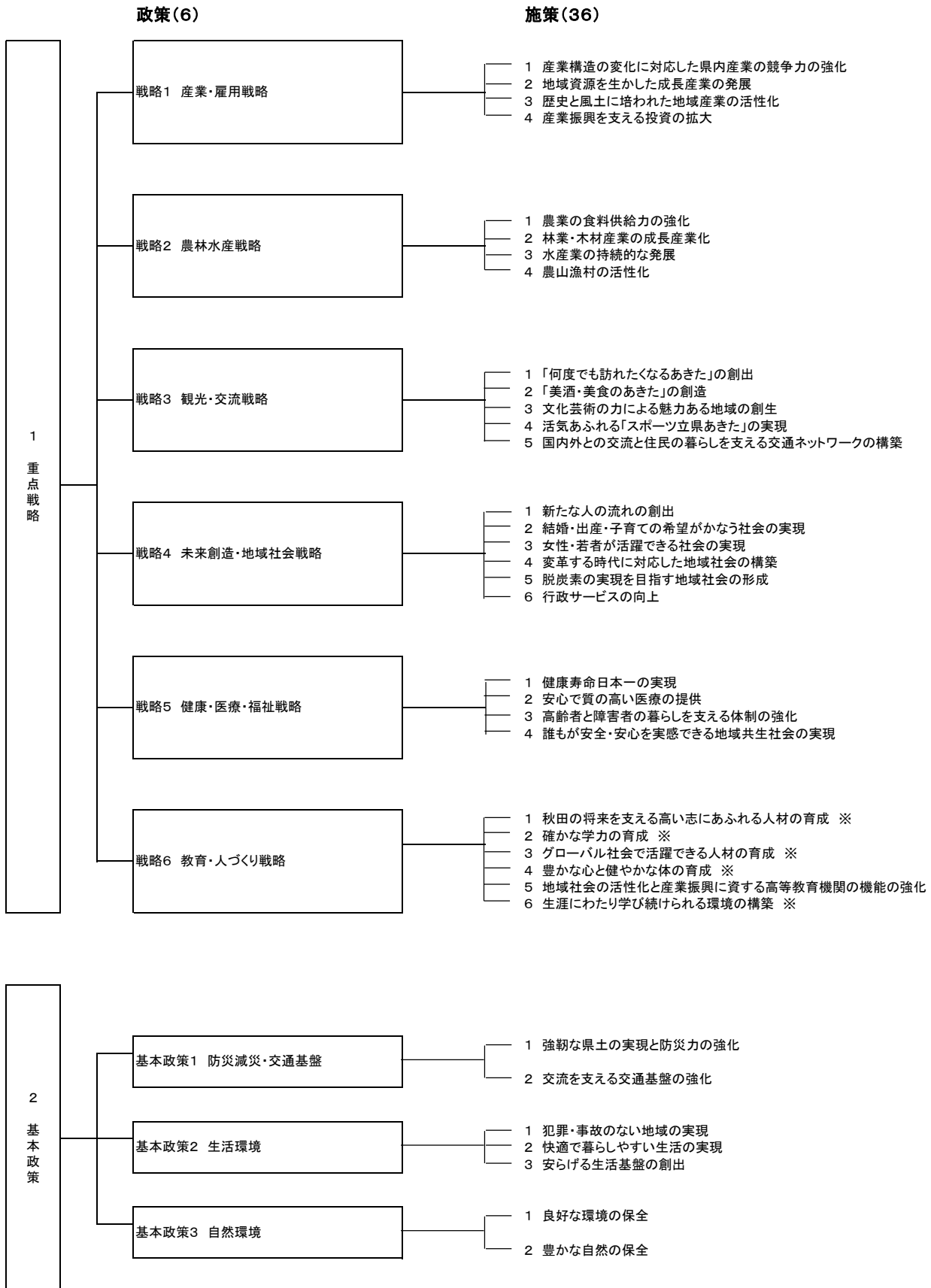
令和6年度 教育委員会が行う政策等の評価に関する実施計画の概要

評価の種類	目的	実施主体・時期	対象	観 点	評価結果の政策等 への反映・活用	備 考
■政策評価	○政策の効果的な推進を図るための情報を提供する。	○企画振興部長 (7月末日まで)	○新秋田元氣創造プランの六つの重点戦略	○定量的評価 ・政策を構成する施策の評価結果の平均点から判定 ○定性的評価 ・必要に応じて、政策を取り巻く社会経済状況等から判定	(活用) ○企画振興部長及び教育委員会 ・「新秋田元氣創造プラン」に基づく政策の効果的な推進	
■施策評価	○施策の効果的な推進を図るための情報を提供する。	○教育委員会 (7月の教育委員会会議で実施)	○新秋田元氣創造プランの重点戦略に掲げる29の施策と基本政策系上に掲げる36の施策のうち、教育委員会が所掌する五つの施策 ・秋田の育成 ・材の育成 ・確かな学力の育成 ・グローバル社会で活躍できる人材の育成 ・豊かな心と健やかな体の育成 ・生涯にわたる学び続けられる環境の構築	○定量的評価 ・成果指標の達成状況から判定 ○定性的評価 ・考慮すべき場合には、経過検証指標の状況や施策の成果、外的要因等から判定	(活用) ○企画振興部長及び教育委員会 ・「新秋田元氣創造プラン」に基づく施策の効果的な推進	
■事業評価 (目的設定)	○事業課題を明確化させ、事業実施の必要性や手段の妥当性を考察し、事業実施により達成すべき状態を明らかにする。	○新規事業所管課長 (別途通知)	○令和6年度の補正予算及び令和7年度の当初予算に新たに予算要求しようとする新規事業（災害復旧事業及び災害復旧に関連する事業、県有施設の維持修繕事業（老朽化や故障等により当初の施設機能を維持又は原状回復するため実施する必要がある事業））及び解体撤去のみの事業、受託事業等で県負担を伴わない事業や法律により実施が定められている事務で県の政策関与が生じない事業、計画策定事業及び調査・統計事業、他会計繰出金、公債費を除く）	○必要性 ・現状の課題に照らした妥当性 ○有効性 ・手段の妥当性	(活用) ○新規事業所管課長 ・予算要求説明資料 ・事業実施のための資料 ○教育委員会、総合政策課長及び財政課長 ・予算編成の検討資料	
■事業評価 (中間評価)	○事業の見直し・改善を図り、効果的な事業の推進のための課題と推進方向を示す。	○継続事業所管課長 (総務課長が別に通知する日までに)	○当初予算に計上されている継続事業であって政策予算に係る事業。 ただし、目的設定の対象外事業及び次に掲げる事業を除く。 一 前年度の年間事業費が300万円未満のもの。 二 その他 アイ 基礎・施設整備事業 イ 決定済みの補助金交付事業	○必要性 ・現状の課題に照らした妥当性 ○有効性 ・事業目標の達成状況 ○効果性 ・限られた予算で効果を発揮するた めの取組状況	(反映) ○継続事業所管課長 ・事業内容や事業量の見直し ・事業の優先度の判定 (活用) ○継続事業所管課長 ・予算要求説明資料 ○教育委員会、総合政策課長及び財政課長 ・予算編成の検討資料	
■事業評価 (事後評価)	○類似事業の企画立案、当該事業により整備された施設等の効果的・効率的な利活用に関する情報を提供する。	○終了事業所管課長 (総務課長が別に通知する日までに)	○次のいずれかに該当する事業を対象として実施する。 一 大規模事業 事業費が10億円以上の基礎・施設整備事業で、平成29年度又は令和4年度に完了したもの 二 ソフト事業 最終年度決算額が1千万円以上の事業で、令和5年度に終了したもの	○有効性 ・事業目標の達成状況 ○効果性 ・限られた予算で効果を発揮するた めの取組状況	(反映) ○終了事業所管課長 ・将来の類似事業の企画立案 ・当該事業によって整備された施設等の管理・運営 (活用) ○終了事業所管課長 ・当該事業を含む基本方針や計画策定の際の検討資料	

令和6年度 公安委員会及び警察本部長が行う政策等の評価に関する実施計画の概要

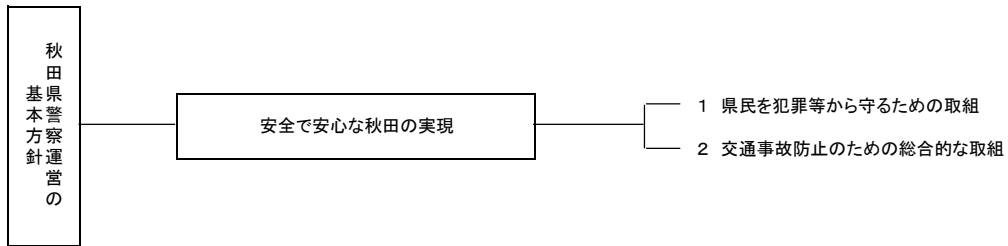
評価の種類	目的	実施主体・時期	対象	観 点	評価結果の政策等 への反映・活用	備 考
■政策評価	○政策の推進途上において、政策の推進状況や推進方向などの抽出、今後の効果的な推進を図るための情報を提供する。	○秋田県公安委員会と秋田県警察本部長が共同で実施 (7月上旬まで実施)	○「令和5年度秋田県警察運営の基本方針と重点目標」の基本方針 安全で安心な秋田の実現	○定量的評価 ・政策を構成する施策の評価結果の平均点から判定 ○定性的評価 ・必要に応じて、政策を取り巻く社会情勢等から判定	(活用) ○「令和7年度秋田県警察運営の基本方針と重点目標」の策定、政策の効果的な推進	
■施策評価	○施策の推進途上において、施策の推進状況や推進方向などの抽出、今後の効果的な推進を図るための情報を提供する。	○施策所管部長 (6月12日まで実施)	○政策評価を実施する「令和5年度秋田県警察運営の基本方針と重点目標」の「重点目標」のうち、次の2項目 1 県民を犯罪等から守るための取組 2 交通事故防止のための総合的な取組	○定量的評価 ・成果指標の達成状況から判定 ○定性的評価 ・考慮すべき場合には、経過検証指標の状況や施策の成果、外的要因等から判定	(活用) ○「令和7年度秋田県警察運営の基本方針と重点目標」の策定、各施策の効果的な推進	
■事業評価 (目的設定)	○事業課題を明確化させ、事業実施の必要性や手段の妥当性を考察し、事業実施により達成すべき状態を明らかにする。	○新規事業所管所属長 (6月5日まで実施)	○令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算に新たに予算要求する新規事業であり、警察基本方針等に関係する政策経費事業を対象(予算見直しを単位) ・県有施設の維持修繕事業、解体撤去のみ ・県の事業(交通の安全を確保する目的)の事業はこの限りではない。 ・受託事業等で県負担を伴わない事業、法律により実施が生じない事業、警察内部の組織機構等の管理運営に關する事業、公共事業、統計事業を除く	○必要性 ・現効性 ○有効性 ・手段の妥当性	(活用) ○新規事業所管所属長 ・予算要求説明資料 ・事業実施のための資料 ○各部長、警務課長及び会計課長 ・予算編成や政策・施策評価の検討資料	
■事業評価 (中間評価)	○事業の見直しや改善を図り、より効果的、効率的な事業推進のための課題と推進方向を示す。	○継続事業所管所属長 (6月5日まで実施)	○令和6年度の当初予算に計上されている継続事業であって、政策予算に係る事業を対象とする。ただし、次に掲げる事業を除く。 1 基盤・施設整備事業(当該事業に係る調査・設計を含む)、県有施設等の維持事業、部内事業で直接県民を対象としない事業 2 決定済みの補助金交付事業(利子補給金等)	○必要性 ・現効性 ・事業目標の達成状況 ○有効性 ・事業目標の達成状況 ○効率性 ・限られた予算で効果を発揮するための取組状況	(反映) ○継続事業所管所属長 ・事業内容の見直し ・事業の優先順位等の精査 (活用) ○継続事業所管所属長 ・予算要求説明資料 ○各部長、警務課長及び会計課長 ・予算編成や政策・施策評価の検討資料	
■事業評価 (事後評価)	○類似事業の企画立案、当該事業により整備された施設等の効果的、効率的な利活用に関する情報を提供する。	○終了事業所管所属長 (6月5日まで実施)	○次のいずれかに該当する事業を対象とする。 1 大規模事業 ・事業費が10億円以上の基盤・施設整備事業で、当該事業が終了した日から2年又は6年を経過した日の属する年度が令和6年度であるもの 2 ソフト事業 ・最終年度決算額(見込みを含む)が1千万円以上で、令和5年度に終了したもの	○有効性 ・事業目標の達成状況 ○効率性 ・限られた予算で効果を発揮するための取組状況	(反映) ○終了事業所管所属長 ・当該事業によって整備された施設の管理・運営 ・将来の類似事業の企画立案 (活用) ○終了事業所管所属長 ・当該事業を含む方針や計画策定の際の検討資料に活用	

政策及び施策の体系(新秋田元気創造プラン)



政策(1)

施策(2)



■ 秋田県政策評価委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職	摘 要
池 村 好 道	秋田大学 名誉教授 白鷗大学 名誉教授	・ 委員長 ・ 政策等評価制度調査検討会議 委員
石 沢 真 貴	秋田大学教育文化学部 教授	・ 政策等評価制度調査検討会議 委員
木 村 まゆみ	食naviステーション 代表	
佐 藤 雅 彦	一般財団法人秋田経済研究所 専務理事兼所長	・ 公共事業評価専門委員会委員
曾 我 章 生	日本労働組合総連合会秋田県連合会 事務局長	
中 村 浩 三	秋田県社会保険労務士会 副会長	
福 岡 真理子	一般社団法人あきた地球環境会議 理事兼事務局長	・ 政策等評価制度調査検討会議 委員
綿 引 かおる	フリーアナウンサー	

■ 秋田県政策評価委員会公共事業評価専門委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職
一 色 順 子	日本防災士会 秋田県支部 副支部長
荻 野 俊 寛	秋田大学大学院理工学研究科 准教授
込 山 敦 司	秋田県立大学システム科学技術学部建築環境システム学科 准教授
酒 井 浩	秋田県森林インストラクター会 会長
佐 藤 利 規	セイコーグランドホテル 代表
佐 藤 雅 彦	一般財団法人秋田経済研究所 専務理事 所長
関 口 久美子	株式会社 トースト 常務取締役
徳 重 英 信	秋田大学大学院理工学研究科 教授
永 吉 武 志	秋田県立大学生物資源科学部アグリビジネス学科 准教授
名 取 洋 司	国際教養大学 准教授

■ 秋田県政策評価委員会研究評価専門委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職
青 山 亜起菜	株式会社青山精工 代表取締役
安 藤 大 輔	株式会社安藤醸造 代表取締役社長
寺 境 光 俊	国立大学法人秋田大学 大学院理工学研究科・研究科長
高 田 克 彦	秋田県立大学 木材高度加工研究所 所長
高 山 裕 子	聖霊女子短期大学 生活文化科 教授
中 沢 伸 重	秋田県立大学 生物資源科学部応用生物科学科 教授
宮 田 直 幸	秋田県立大学 生物資源科学部生物環境科学科 教授
若 生 忠 幸	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 東北農業研究センター 研究推進部長